

利用規約

とちぎ海浜自然の家は、ふだん海に接することの少ない栃木県の子どもたちに、海辺に宿泊しながら海の自然や海に関わる産業・文化などに触れさせることを主要目的とした「海の分教場」として、また、その機能を活用して、県民一般に多様な学習の場を提供する「生涯学習施設」として設置された教育施設です。

(1)当施設は、基本的な生活時間が定められています。また、以下のことについて、ご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご利用をお断りすることもあります。

- 利用の6週間前までに必要書類を提出する。
- 館内の整頓や利用した宿泊室の清掃や点検など、自分たちのことは自分たちで行う。
- 活動内容や食事、入浴など、決められた生活標準時間を履行する。
- 同一団体は、全員が同じ団体行動をとる。(宿泊と日帰りが混じらない)
- 飲食持ち込み、指定場所以外での飲食・飲酒は禁止とする。
- 自由に入出入りできない。入所したら退所まで所で過ごす。(2泊3日の中日は例外)

(2)ご利用できる団体

成人または青年の引率責任者が定められていて、研修を目的とした団体・家族であれば、どなたでも利用できます。

- 学校等・・・幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校等
- 社会教育団体、家族、グループ・・・子供会育成会、スポーツ少年団、福祉団体、同好会、サークル等
- 公共機関、企業等・・・職員研修、社員研修等

(3)利用の制限(禁止事項)

次の活動を目的とした利用はできません。

- 保養、慰安、観光を目的とした利用。
- 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがある利用。
- 営利を目的とした活動、政治的活動、宗教的活動の利用。(団体が施設内や施設を利用しながら物品等の販売や説明会などをする活動等)
- 海浜自然の家の管理、運営上支障がでる利用。(正当な理由もなく生活標準時間を逸脱し、他の利用者の活動を妨げるもの)
- 宿泊のみの利用。(団体は除く)

ご利用に際しては、定められた決まりやマナーを守るとともに、他の利用団体の迷惑とならないようご協力ください。